



茨城県報

第 1 5 3 2 号

平成16年 1 月 8 日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則 (林政課) 2

茨城県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)23

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....23

告 示

指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課)23

茨城県林業改善資金貸付基準の廃止 (林政課)24

道路の区域の変更 (6 件) (道路維持課)24

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)27

事業計画の変更の認可 (下水道課)27

指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (出納第一課)28

換地計画の適当決定 (土地改良事務所)28

土地改良法に基づく換地処分 (3 件) (土地改良事務所)28

更正換地処分の届出 (土地改良事務所)29

土地区画整理審議会委員選挙の選挙すべき委員の数 (県南都市建設事務所)29

公 告

事業計画変更の縦覧 (新線沿線整備課)29

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課)30

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)31

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)31

土地改良事業計画の変更 (5 件) (農村計画課)32

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (11件) (都市計画課)34

開発行為の工事完了 (6 件) (建築指導課)67

(教 育 委 員 会)

落札者等の公示.....68

規 則

茨城県規則第 1 号

茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則を次のように定める。

平成15年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則

茨城県林業改善資金貸付規則（昭和52年茨城県規則第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の林業・木材産業改善資金（以下「林業・木材産業改善資金」という。）及び林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第 3 条第 2 項の融資機関（以下「融資機関」という。）に対する当該業務に必要な資金の貸付けに関し、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）及び林業・木材産業改善資金助成法第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件（平成15年農林水産省告示第902号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（借受資格）

第 2 条 県から林業・木材産業改善資金を借り受けることができる資格を有するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 林業従事者たる個人
 - (2) 木材産業（法第 2 条第 2 項の木材産業をいう。以下同じ。）に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）
 - (3) 前 2 号に掲げる者の組織する団体
 - (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）
- 2 前項第 3 号に掲げるもののうち、法人格を有しない団体にあつては、次に掲げる条件に該当するものとする。
- (1) 林業・木材産業改善措置（法第 2 条第 1 項の林業・木材産業改善措置をいう。）を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
 - (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

（担保又は連帯保証人）

第 3 条 県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受ける者は、別に定めるところにより、県に担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。この場合において、貸付けを受ける者が前条第 1 項第 3 号に掲げるものである場合にあつては、連帯保証人は、同号に掲げるものを組織する者のうち、当該借受けによって利益を受ける者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）とするものとする。

2 知事は、貸し付けた林業・木材産業改善資金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、当該貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対し、担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若しくは交替を求めることができる。

（林業・木材産業改善資金の償還方法）

第 4 条 県が貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還方法は、償還期間が 1 年以内の場合にあつては一時払とし、

償還期間が1年以上の場合にあっては均等年賦払（据置期間がある場合は、当該据置期間経過後の償還期間における均等年賦払）とする。

（法第7条第1項の申請書）

第5条 法第7条第1項（法第12条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申請書は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号）によるものとする。

（貸付資格の認定等）

第6条 知事は、法第7条第1項の認定をしたときは、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（様式第2号）を同項の申請をした者（以下「認定申請書」という。）に交付するものとする。

2 知事は、法第7条第1項の認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。

（県に対する貸付けの申請）

第7条 県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書と併せて、林業・木材産業改善資金貸付申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（貸付けの決定等）

第8条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に対する審査を法第7条第1項の認定に係る審査と一体的に行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（様式第4号）を貸付申請者に交付するものとする。

3 知事は、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を貸付申請者に通知するものとする。

4 貸付申請者は、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金借用証書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（県貸付金の貸付けの申請）

第9条 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第6号）を提出するものとする。

（県貸付金の貸付けの決定等）

第10条 知事は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、県貸付金の貸付けの決定をするものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（様式第7号）を融資機関に交付するものとする。

3 知事は、県貸付金の貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

4 融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

（県貸付金の貸付けの条件）

第11条 融資機関が県貸付金の貸付けを受けて行う法第3条第2項の林業・木材産業改善資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資機関から林業・木材産業改善資金を借り受けることができるものの資格は、第2条第1項及び第2項の規定に準じること。
- (2) 融資機関が貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還方法は、第4条の規定に準じること。
- (3) 融資機関から林業・木材産業改善資金を借り受けた者が林業・木材産業改善措置に係る事業を実施したときは、

当該借り受けた者に対し報告を求めること。

(4) 次に掲げるときは、直ちに知事に報告し、その指示に従うこと。

ア 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となったとき。

(事業実施報告等)

第12条 借受者は、林業・木材産業改善措置に係る事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 融資機関は、前条第3号の報告を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定により林業・木材産業改善資金事業実施報告書又は林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書の提出があった場合において、その内容が貸付けの目的に適合していないと認めるときは、借受者又は融資機関に対し、必要な指示をすることができる。

(償還方法の変更)

第13条 借受者は、県から貸付けを受けた林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金等償還方法変更申請書(様式第11号)を提出するものとする。

2 融資機関は、県貸付金の償還方法を変更しようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金等償還方法変更申請書を提出するものとする。

3 知事は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めるときは、林業・木材産業改善資金等償還方法変更承認通知書(様式第12号)を借受者又は融資機関に交付するものとする。

4 知事は、第1項又は第2項の変更の申請の承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を借受者又は融資機関に通知するものとする。

(支払猶予の申請)

第14条 法第10条(法第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者(以下「支払猶予申請者」という。)は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第13号)に知事が指定する者の証明書を添え、償還期日(分割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定等)

第15条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めるときは、直ちに支払の猶予の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書(様式第14号)を支払猶予申請者に交付するものとする。

3 知事は、支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を支払猶予申請者に通知するものとする。

4 法第11条の違約金については、償還金の償還期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、これを徴収するものとする。

(事務の委託)

第16条 知事は、県が行う林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を、茨城県森林組合連合会(以下「県森連」という。)及び茨城県木材協同組合連合会(以下「県木連」という。)に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた県森連又は県木連は、その事務の一部を森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第1項第2

号の事業を行う木材協同組合で知事が指定する組合に再委託することができる。

(書面の提出方法及び交付方法)

第17条 この規則の規定により知事に提出する書面は、書面を提出しようとする者の住所地又は主たる事務所の所在地（以下「住所地等」という。）を管轄する地方総合事務所（以下「地方総合事務所」という。）又は県森連、県木連若しくはその者の住所地等をその地区内に含む前条第2項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付に係る事務の再委託を受けたもの（以下「事務委託機関」という。）を経由するものとする。

2 この規則の規定により第3条第1項各号に掲げるものに交付する書面は、地方総合事務所長又は事務委託機関を経由するものとする。

(報告)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、借受者、融資機関及び事務委託機関から必要な報告を求めることができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の茨城県林業改善資金貸付規則（昭和52年茨城県規則第49号）の規定に基づく貸付けの決定をした林業改善資金については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

㊞

〔 法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

様式第 2 号 (第 6 条第 1 項関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付資格については、林業・木材産業改善資金助成法第 8 条の規定により認定します。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

林業・木材産業改善資金貸付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

㊟

〔 法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

受付事務 (再) 委託機関	年 月 日
受付地方総合事務所	年 月 日

(注) 印の枠内は記入しないこと。

償還期間	据置期間	資金交付 希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事業の内容	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住所	氏名	印	連帯保証人	住所	氏名	印

担保物件	
------	--

償還	償 還 計 画							
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	9 年目	10 年目	11 年目	12 年目	13 年目	14 年目	15 年目	合 計
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償 還 額
画	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名及び住所 〔 法人その他の団体の場合にあつては、名称、 〕 〔 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕 設立時期 (個人の場合にあつては、事業開始の時期) 事業の概要 資本金の額又は出資の総額 常時使用する従業者数	

様式第 4 号 (第 8 条第 2 項関係)

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、次のとおり決定します。

事務再委託機関		事務委託機関		地方総合事務所	
---------	--	--------	--	---------	--

資金の内容	資金の用途	貸付決定番号	貸付金額
		年度 第 号	千円

償還期限	年 月 日
------	-------

償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要
		千円	
	第 1 回 年 月 日		
	第 2 回 年 月 日		
	第 3 回 年 月 日		
	第 4 回 年 月 日		
	第 5 回 年 月 日		
	第 6 回 年 月 日		
	第 7 回 年 月 日		
	第 8 回 年 月 日		
	第 9 回 年 月 日		
	第 10 回 年 月 日		
	第 11 回 年 月 日		
	第 12 回 年 月 日		
	第 13 回 年 月 日		
	第 14 回 年 月 日		
	第 15 回 年 月 日		
	計		

連帯保証人	外 人	担保物件	
-------	-----	------	--

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

様式第 5 号 (第 8 条第 4 項関係)

収入印紙
はり付け欄

林業・木材産業改善資金借用証書

1 借受条件等

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

借用金額	
資金の内容	
資金の使途	
利率	無利子
最終償還期日	
振込先口座	
備考	

(注) 振込先口座の欄には、金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義を記載すること。

なお、口座名義は仮名書きとすること。

2 償還計画

回 数	償還期日	償還金額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2				
~~~~~				
15				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。

については、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び特約条項を固く守り、相違なく返済します。

年 月 日

茨城県知事 殿

債 務 者 住所  
氏名 ⑩  
〔 法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
連帯債務者 住所  
氏名 ⑩  
連帯保証人 住所  
氏名 ⑩

## 林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

## (期限前償還)

第 1 条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、茨城県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

- (1) 乙がこの資金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この資金に係る債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) この資金により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付の目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (4) 乙が茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に違反し、又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (5) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

## (繰上償還)

第 2 条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

## (報告)

第 3 条 乙は、事業完了後30日以内に、甲に対し林業・木材産業改善資金事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、共同で借り受けた場合には、林業・木材産業改善資金事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従わなければならない。

3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告しなければならない。

4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

- (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙若しくは連帯保証人（以下「丙」という。）に死亡、解散その他これらに準ずる事実が発生した場合
- (2) 丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれがある場合
- (3) その他甲が指示する場合

## (調査)

第 4 条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、それに必要な便益を提供しなければならない。

2 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、担保物件に立ち入ること等により、これを調査することを承認するものとする。

## (弁済充当の指定権)

第 5 条 乙及び丙は、この資金に係る債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの債務がこの資金に係る債務以外にもある場合において、これらの債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認するものとする。

## (違約金)

第 6 条 乙は、支払期日までに償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日までに第 1 条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって当該支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときにおいても、前項の規定による違約金を支払わなければならない。

3 乙は、第1条各号（第5号を除く。）のいずれかに該当したこと（乙の故意による場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて支払うものとする。

（連帯保証人）

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、その履行の責めを負うものとする。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならない。

3 甲は連帯保証人の交替に関し乙から請求があった場合において、適当と認めるときは、これを交替させることができる。

（担保の提供）

第8条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、速やかに当該担保権設定契約に係る担保を甲に提供しなければならない。

（担保の保全）

第9条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更することその他甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

2 乙は、担保として提供した資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（担保の追加）

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならない。

2 甲は、担保の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じなければならない。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

名 称

代表者

印

林業・木材産業改善資金助成法第 3 条第 2 項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり資金を借用したいので、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則第 9 条の規定により申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額

円

様式第 7 号 (第10条第 2 項関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

茨城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについては、次のとおり決定します。

資金の内容	資 金 の 使 途	貸付決定番号	貸 付 金 額	
		年度 第 号	千円	
償 還 期 限	年 月 日			
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要	
	第 1 回	年 月 日	千円	
	第 2 回	年 月 日		
	第 3 回	年 月 日		
	第 4 回	年 月 日		
	第 5 回	年 月 日		
	第 6 回	年 月 日		
	第 7 回	年 月 日		
	第 8 回	年 月 日		
	第 9 回	年 月 日		
	第10回	年 月 日		
	第11回	年 月 日		
	第12回	年 月 日		
	第13回	年 月 日		
	第14回	年 月 日		
	第15回	年 月 日		
計				

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

様式第 8 号 (第10条第 4 項関係)

## 林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

名 称

代表者

印

年 月 日付けで貸付決定のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付け (貸付決定番号： ) に  
ついて、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則第10条第 4 項の規定により、下記のとおり支払を請求します。

## 記

- 1 支払請求額 円
- 2 振込先口座
  - ・金融機関名
  - ・預金種目
  - ・口座番号
  - ・口座名義 (仮名書きとすること。)

様式第 9 号 (第12条第 1 項関係)

## 林業・木材産業改善資金事業実施報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

㊟

〔 法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第 1 項の規定により報告します。

## 記

## 1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借 受 金 額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日	千円

## 2 事業実施状況

事業着工 年月日	年 月 日			事業完了 年月日	年 月 日			計画と実績 の相違点及 びその理由	
業 事 計 画				事 業 実 績					
内 容	数 量	単 価	金 額	内 容	数 量	単 価	支 払 金 額		領 収 書 番 号
		円	円			円	円		

(注) 1 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要 (変更承認を得た場合には、その概要) を記入すること。

2 内容欄には、貸付対象の施設名、機械型式、規格、資材名等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。



## 3 資金調達の実績

	総 事 業 費	資 金 調 達 区 分		
		林業・木材産業改善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
申 請 計 画	円	円	円	円
実 績				

(注) 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

## 4 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否					
貸付限度額の確認	貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過
確 認 の 証 明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名 (責任者) ⑩				

(注) 1 確認の証明の欄は、確認した機関が記載すること。

2 貸付対象機械等の適否の欄には、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかについて確認した結果を記載すること。

3 林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けた場合には、研修の実施主体からの受講証明書を添付すること。

様式第10号 (第12条第 2 項関係)

## 林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

名 称

代表者

印

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、貸し付けた者から事業の実施の報告があったので、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

## 記

## 林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	

(注) 林業・木材産業改善資金を貸し付けた者から提出された事業の実施に係る報告書の写しを添付すること。

様式第11号 (第13条第 1 項関係)

林業・木材産業改善資金等償還方法変更申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

債 務 者 住所  
氏名 _____ ⑩

〔 法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

連帯債務者 住所  
氏名 _____ ⑩

(連帯保証人) 住所  
氏名 _____ ⑩

年 月 日付けで貸付決定を受けた下記の林業・木材産業改善資金林業・木材産業改善資金県貸付金について償還方法の変更をしたいので、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条第1項第2項の規定により申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

2 変更しようとする内容

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残 高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
~~~~~				
15				

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残 高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
~~~~~				
15				

3 変更しようとする理由

(注) 融資機関が林業・木材産業改善資金県貸付金の償還方法を変更するときは、連帯債務者欄及び連帯保証人欄は記入しないこと。

様式第12号 (第13条第 3 項関係)

林業・木材産業改善資金等償還方法変更承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

茨城県知事 印

年 月 日付けで申請のあった下記の林業・木材産業改善資金等の償還方法の変更の申請については、下記のとおり承認します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

2 変更の内容

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残 高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
~~~~~				
15				

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残 高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
~~~~~				
15				

様式第13号 (第14条関係)

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

債 務 者 住所  
 氏名 _____ ⑩  
 [ 法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ]  
 連帯債務者 住所  
 氏名 _____ ⑩  
 連帯保証人 住所  
 氏名 _____ ⑩

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則第14条の規定により、下記のとおり支払の猶予を申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

(支払猶予を申請する理由)

(添付書類) 被災等を証明する書類

2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償 還 内 容			
回	償還期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
~~~~~			
15			

償 還 内 容			
回	償還期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
~~~~~			
15			

(注) 融資機関が支払の猶予を申請しようとするときは、連帯債務者欄及び連帯保証人欄は記入しないこと。

様式第14号 (第15条第2項関係)

## 林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

茨城県知事

印

年 月 日付けで申請のあった支払猶予の申請については、下記のとおり承認します。

## 記

## 1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備 考
年 月 日		円	円	円	

## 2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償 還 内 容			
回	償還期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
~~~~~			
15			

償 還 内 容			
回	償還期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
~~~~~			
15			

茨城県規則第 2 号

茨城県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県景観形成条例施行規則 (平成 6 年茨城県規則第80号) の一部を次のように改正する。

第 4 条 (見出しを含む。) 中「公共団体等」を「公共団体」に改め、同条第 2 号から第 6 号までを次のように改める。

- (2) 独立行政法人緑資源機構
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 日本郵政公社

第 4 条第 8 号及び第 9 号を次のように改める。

- (8) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構

第 4 条第12号を次のように改める。

- (12) 独立行政法人都市再生機構

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 4 号の改正規定は平成16年 3 月 1 日から、同条第 3 号及び第 9 号の改正規定は平成16年 4 月 1 日から、同条第12号の改正規定は平成16年 7 月 1 日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 1 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第20 2 短大卒 二 短大 2 卒の項第22号中「児童福祉法施行令」を「児童福祉法第18条の 6 第 1 号に規定する保育士を養成する学校その他の施設 (平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令) に、「施設 (」を「施設を含むものとし、」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年11月29日から適用する。

~~~~~  
—————  
告 示  
—————

茨城県告示第22号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定

により告示する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 リライフ	根道ヶ丘デイサービスセンター	日立市大沼町 4 - 9 - 15	通所介護	平成15年 12月22日
有限会社 楽天堂	楽天道 ホームケア波崎	鹿島郡波崎町土合中央 1 - 3 - 3	訪問介護	平成16年 1 月 4 日

茨城県告示第23号

昭和52年 8 月25日茨城県告示第962号で告示した茨城県林業改善資金貸付基準は、廃止する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 1 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字大笹字久保畠 248番 1 から 西茨城郡岩間町大字市野谷字二子塚 1546番21地先まで	旧 (A)	メートル 最大 54.0 最小 5.5	メートル 3,213	バイパス新設
	新	(A)	最大 54.0 最小 5.5	
(B)		最大 48.0 最小 16.0	4,624	

茨城県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 1 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 茨城岩間線



3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字安居字池下 3549番地先から 西茨城郡岩間町大字安居字前口 3605番地先まで	旧	メートル 最大 16.2 最小 14.8	メートル 243	
	新	最大 35.9 最小 15.9	243	現道拡幅

茨城県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年1月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字安居字下平 2700番11地先から 西茨城郡岩間町大字安居字下平 2685番4地先まで	旧	メートル 最大 15.7 最小 5.0	メートル 186	
	新	最大 30.4 最小 15.7	185	現道拡幅
西茨城郡岩間町大字安居字下平 2685番4地先から 西茨城郡岩間町大字安居字清水 728番4地先まで	旧 (A)	最大 8.4 最小 4.9	1,313	
西茨城郡岩間町大字安居字下平 2685番4地先から 西茨城郡岩間町大字安居字清水 728番4地先まで 西茨城郡岩間町大字安居字下平 2685番4地先から 西茨城郡岩間町大字安居字東平 3438番地先まで	(A) 新	最大 8.4 最小 4.9	1,313	
	(B)	最大 45.5 最小 29.4	1,278	バイパス新設

茨城県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年1月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年1月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 石岡常北線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
東茨城郡美野里町大字花野井字中丸 358番 6 から 東茨城郡美野里町大字張星字出崎 126番 1 まで	旧	メートル	メートル	540	
		最大 20.0			
	新	最小 8.0		540	現道拡幅
		最大 46.0			
		最小 13.0			

## 茨城県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 1 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 紅葉石岡線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
東茨城郡小川町大字川戸字伏沼 1356番 1 から 東茨城郡小川町大字川戸字屋敷前 1352番67まで	旧	メートル	メートル	829	
		最大 11.5			
	新	最小 7.5		829	歩道新設
		最大 18.0			
		最小 9.5			

## 茨城県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 1 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 上吉影岩間線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
東茨城郡美野里町大字堅倉字宿 1038番 1 地先から 東茨城郡美野里町大字大笹字久保島 248番 1 まで	旧 (A)	メートル	メートル	6,110	
		最大 31.0			
	(A)	最小 6.0		6,110	
		最大 31.0			
		最小 6.0			

	新 (B)	最大 49.0	4,510	バイパスの 一部新設
		最小 16.0		
	(C)	最大 45.0	1,720	
		最小 16.0		

茨城県告示第30号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、日立市川尻観音前土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市川尻観音前土地区画整理組合  
 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町 1 丁目 1 番地 1 号 日立市役所内  
 事 業 施 行 期 間 自 平成12年 5 月15日  
 至 平成19年 3 月31日  
 施 行 地 区 日立市川尻町字瀬ノ下，字寺ノ下，字天神谷，字観音前，字富士下の各一部  
 設立認可の年月日 平成12年 5 月15日

2 変更認可の年月日 平成16年 1 月 8 日

茨城県告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 稲敷郡阿見町

2 都市計画事業の種類及び名称  
 土浦・阿見都市計画下水道事業  
 阿見町公共下水道

3 事業施行期間 昭和55年 2 月 4 日から  
 平成17年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成11年茨城県告示第187号の事業地

(2) 使用の部分

昭和55年茨城県告示第174号，昭和60年茨城県告示第115号，平成 4 年茨城県告示第390号，平成 5 年茨城県告示第57号，平成 5 年茨城県告示第1114号，平成 9 年茨城県告示第315号及び平成11年茨城県告示第187号の事業地

## 茨城県告示第32号

昭和56年 4 月 1 日茨城県告示第486号の 3 で告示した地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第168条第 1 項に規定する指定金融機関及び同条第 4 項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成16年 1 月13日から施行する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 2 収納代理金融機関 1 県内に本店 (本所) が所在し、県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機関の表中

「	日立信用組合	日立市鹿島町 1 丁目14の 7	を削る。
	勝田信用組合	ひたちなか市共栄町 4 - 1	
			」

## 茨城県告示第33号

北茨城市長 村田省吾から平成15年11月 7 日付けで認可申請のあった日棚地区の換地計画については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 1 項の規定により平成15年12月19日適当と決定したから同法第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年 1 月 9 日から

平成16年 2 月 6 日まで

## 3 縦覧の場所

北茨城市役所

## 茨城県告示第34号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業木皿川流域地区 (第 1 - 1 換地区) に係る換地処分をした。

平成16年 1 月 8 日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

## 茨城県告示第35号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業木皿川流域地区 (第 3 換地区) に係る換地処分をした。

平成16年 1 月 8 日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

茨城県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業沖州地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成16年 1 月 8 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 萩 島 利 孝

茨城県告示第37号

平成15年11月21日付け江土改指令第32号で認可した団体営長戸地区の更正換地計画については、豊田新利根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第38号

平成16年 2 月 8 日に執行する水海道及び伊奈都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定により縦覧に供したが異議の申出がなかったため、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県南都市建設事務所長 北 郷 新 平

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 15人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人

公 告

事業計画変更の縦覧

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により次のとおり公告する。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成16年 2 月 5 日までに茨城県知事に意見書を提出することができる。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧期間  
平成16年 1 月 9 日から平成16年 1 月22日まで
- 2 縦覧時間  
午前9時から午後5時まで
- 3 縦覧場所  
水戸市笠原町978 - 6

茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局新線沿線整備課

つくば市東新井15 - 2

茨城県南都市建設事務所

つくば市谷田部字漆1144 - 67

島名・福田坪地区現地事務所

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成16年2月19日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アクティブつくば

3 代表者の氏名

江 田 昌 佑

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市高野1226番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、つくば市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを通じて交流し、自己表現を体感できる生涯スポーツ社会を実現することを基本理念とする「つくば市スポーツ振興基本計画」に則り、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、市民一人ひとりが、スポーツに関わる活動を満足に行うことができるように、地域における人材、施設、情報、ネットワークなどのスポーツ資源を有効に活用し、様々なイベントやプログラムの運営及び支援事業を通して、健康でいきいきとした生活（Active Life）をおくることができる「スポーツによる健康な街つくば」の実現を目指すことを目的とする。

~~~~~

1 申請のあった年月日

平成15年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 トモローネットワークス

3 代表者の氏名

河 越 正 弘

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市竹園2丁目13番地3 オリゾンテ504号

5 定款に記載された目的

この法人は、学校教育機関や障害者・高齢者に対してパソコンのリサイクルやネットワーク構築に関する支援事

業を行い、地球環境の保護、学校教育現場の情報化、国際化、情報教育、社会福祉に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成16年2月18日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款変更認証申請のあった年月日

平成15年12月18日

2 定款変更認証申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アサザ基金

（設立認証：平成11年11月30日，設立：平成11年12月3日）

3 代表者の氏名

飯 島 博

4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市栄町6丁目387番地

5 定款に記載された目的

この法人は、霞ヶ浦、北浦流域での、自然や文化などの保全や復元の活動を通じて、霞ヶ浦・北浦流域全体の自然や文化などを再生させるとともに、人と自然、人と人との関係を再構築することによって、霞ヶ浦・北浦流域を含む地域住民のための、より豊かな環境および共生の文化を創出することを目的とする。

~~~~~

管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により指定する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者

東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

財団法人 理容師美容師試験研修センター 理事長 金田一郎

2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎内

財団法人 理容師美容師試験研修センター茨城県支部

電話 029 (228) 2330

3 講習期間及び日程

平成16年4月6日から平成16年4月27日までの間の次の3日間

日 程	年 月 日	午 前	午 後
第 1 日	平成16年 4 月 6 日	衛 生 管 理	衛 生 管 理
第 2 日	平成16年 4 月19日	衛 生 管 理	衛 生 管 理
第 3 日	平成16年 4 月27日	公 衆 衛 生 学	公 衆 衛 生 学

## 4 講習会場の名称及び所在地

茨城県水戸市梅香 1 丁目 1 番 4 号

茨城県 J A 会館 大会議室

## 5 講習予定人員

200名

## 6 講習料

1 人 14,000円

~~~~~

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営麻生西部2期地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営麻生西部2期地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 1 月 9 日から平成16年 2 月 6 日まで

3 縦覧の場所

鉾田土地改良事務所

~~~~~

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営上大野地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用水）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営上大野地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用水）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年 1 月 9 日から平成16年 2 月 6 日まで

## 3 縦覧の場所

境土地改良事務所

~~~~~


県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営上大野地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営上大野地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 1 月 9 日から平成16年 2 月 6 日まで

3 縦覧の場所

境土地改良事務所



県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営上大野地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営上大野地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 1 月 9 日から平成16年 2 月 6 日まで

3 縦覧の場所

境土地改良事務所



県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営上大野地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・暗渠排水）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

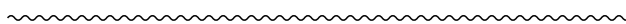
変更後の県営上大野地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・暗渠排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 1 月 9 日から平成16年 2 月 6 日まで

3 縦覧の場所

境土地改良事務所



都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

旭都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|---|---|
| 平成16年 1 月23日
午前10時 | 鹿島郡旭村造谷605 - 3
旭村東部地区学習等供
用施設
2 階集会室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月16日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 旭都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | 旭都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|--------------------------|
| | |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 旭 村 | 行 政 区 域 の 全 域 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 鹿島郡旭村造谷605 - 3

旭村企画課

電話 0291 - 37 - 1111 (内線223)

別 掲

公 述 申 出 書

旭都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

銚田都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第 3 項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|------------------------|---|---|
| 平成16年 1 月23日
午後 2 時 | 鹿島郡銚田町銚田
1444 - 1
銚田中央公民館
大ホール | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月16日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 銚田都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | 銚田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|
| | |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 銚 田 町 | 行 政 区 域 の 全 域 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 鹿島郡鉾田町鉾田1444 - 1

鉾田町都市計画課

電話 0291 - 33 - 2111 (内線231)

別 掲

公 述 申 出 書

銚田都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

常北都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|---|---|
| 平成16年 1 月23日
午前10時 | 東茨城郡常北町石塚
1428 - 1
コミュニティセンター
常北
1 階研修室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月16日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 常北都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| | |
|-----|---------------------------|
| 名 称 | 常北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|

(2) 都市計画区域の範囲

| | |
|-------|---------------|
| 市 町 村 | 範 囲 |
| 常 北 町 | 行 政 区 域 の 一 部 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 東茨城郡常北町石塚1428 - 25

常北町都市建設課

電話 029 - 288 - 3111 (内線252)

別 掲

公 述 申 出 書

常北都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

大宮都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|------------------------|--|---|
| 平成16年 1 月23日
午後 2 時 | 那珂郡大宮町大宮
3135 - 6
大宮町役場
2 階大会議室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月16日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 大宮都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | 大宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|
| | |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 大 宮 町 | 行 政 区 域 の 一 部 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 那珂郡大宮町大宮3135 - 6

大宮町企画財政課

電話 0295 - 52 - 1111 (内線322)

別 掲

公 述 申 出 書

大宮都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

岩間都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|--------------------------------|---|
| 平成16年 1 月24日
午前10時 | 東茨城郡岩間町下郷
5140
岩間町役場 会議室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月19日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 岩間都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | 岩間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|
| | |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 岩 間 町 | 行 政 区 域 の 全 域 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 西茨城郡岩間町下郷5140

岩間町地域整備課

電話 0299 - 37 - 6611 (内線116)

別 掲

公 述 申 出 書

岩間都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

八郷都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|------------------------|---|---|
| 平成16年 1 月24日
午後 2 時 | 新治郡八郷町柿岡
5680 - 1
八郷町役場
101 ~ 103会議室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月19日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 八郷都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | |
|-----|---------------------------|
| | 八郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 八 郷 町 | 行 政 区 域 の 一 部 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 新治郡八郷町柿岡5680 - 1

八郷町企画課

電話 0299 - 43 - 1111 (内線1321)

別 掲

公 述 申 出 書

八郷都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

大子都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|------------------------|---|---|
| 平成16年 1 月24日
午後 2 時 | 久慈郡大子町大子
816 - 1
大子町立町民集会所
会議室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月19日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 大子都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | 大子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|
| | |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 大 子 町 | 行 政 区 域 の 一 部 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 久慈郡大子町大子866

大子町建設課

電話 02957 - 2 - 1111 (内線514)

別 掲

公 述 申 出 書

太子都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

下妻都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|-------------------------------------|---|
| 平成16年 1 月25日
午前10時 | 下妻市本城町 2 - 22
下妻市役所
第二庁舎 大会議室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月19日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 下妻都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| | |
|-----|---------------------------|
| 名 称 | 下妻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|

(2) 都市計画区域の範囲

| | |
|-------|---------------|
| 市 町 村 | 範 囲 |
| 下 妻 市 | 行 政 区 域 の 全 域 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 下妻市本城町 2 - 22

下妻市都市整備課

電話 0296 - 43 - 2111 (内線234)

別 掲

公 述 申 出 書

下妻都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

石下都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|------------------------|--------------------------------|---|
| 平成16年 1 月25日
午後 2 時 | 結城郡石下町本石下85
石下町中央公民館
ホール | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月19日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 石下都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | 石下都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|
| | |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 石 下 町 | 行 政 区 域 の 全 域 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 結城郡石下町新石下576 - 2

石下町都市整備課

電話 0297 - 42 - 3111 (内線231)

別 掲

公 述 申 出 書

石下都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

笠間都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|--------------------------|---|
| 平成16年 1 月25日
午前10時 | 笠間市石井717
笠間市役所
会議室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月19日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 笠間都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| | |
|-----|---------------------------|
| 名 称 | 笠間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 笠 間 市 | 行 政 区 域 の 全 域 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 笠間市石井717

笠間市建設部都市計画課

電話 0296 - 72 - 1111 (内線182)

別 掲

公 述 申 出 書

笠間都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

千代川都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|------------------------|---------------------------------|---|
| 平成16年 1 月25日
午後 2 時 | 結城郡千代川村鬼怒230
千代川村役場
第一会議室 | 提 出 先
水戸市笠原町978番 6
茨城県知事 橋 本 昌
(土木部都市局都市計画課扱い)
提 出 期 限
平成16年 1 月19日 (必着のこと)
様 式
別掲のとおり |

2 千代川都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | 千代川都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 |
|-----|----------------------------|
| | |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲 |
|-------|---------------|
| 千代川村 | 行 政 区 域 の 全 域 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(d) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

(2) 結城郡千代川村鬼怒230

千代川村建設課

電話 0296 - 43 - 5111 (内線251)

別 掲

公 述 申 出 書

千代川都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 1 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市貝原塚町2467番 1, 2716番, 2468番, 2472番, 2475番, 2481番, 2484番, 2485番, 2489番, 2492番, 2493番, 2496番, 2497番, 2500番, 2501番 1, 2638番, 2639番, 2648番, 2649番, 2654番, 2655番, 2656番, 2657番, 2673番, 2674番, 2677番, 2678番, 2679番, 2712番, 2714番 1, 2714番 2, 2715番, 2717番, 2713番 9, 2681番, 2683番 2, 2684番, 2686番, 2684番 1, 2687番, 2688番 1, 同番 2, 同番 3, 2711番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 2690番 1, 2689番 4, 2710番

2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市宮淵町64番地

宗教法人 満願寺

代表役員 鈴木 昇 栄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字八幡後2260番 4

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字勝倉2961番 3 (県営勝倉アパート10棟304号)

根 本 裕 輔

根 本 恵美子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市百合ヶ丘 1 丁目字黒内2354番103, 104

2 事業主の住所及び氏名

守谷市百合ヶ丘 1 丁目2354番地の103

有限会社 千両

代表取締役 落 合 正 美, 落 合 正 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字押砂字新田1175 - 2

2 事業主の住所及び氏名

水海道市森下町4488番地

エスパワー301

水 田 真 広, 水 田 理 恵

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字高岡字下田1144 - 3

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字高岡537番地

齊 藤 孝, 齊 藤 宏 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町大字上土田字屋敷885 - 1, 883 - 2

2 事業主の住所及び氏名

新治郡千代田町大字上土田885 - 1

宗教法人 観音寺

代表役員 大 場 誠 法

(教 育 委 員 会)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成16年 1 月 8 日

茨城県教育委員会委員長 高 野 英 一

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 随意契約による場合には、その理由 その他必要な事項

教育情報ネットワーク (仮称) 設計業務委託 茨城県教育庁総務課 茨城県水戸市笠原町978番 6 平成15年 11月12日 株式会社パワーネッツ 東京都港区港南 2 丁目16番 1 号・茨城ソフトウェア開発株式会社 茨城県那珂郡東海村村松2713番地 7 9,975,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 6 号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)